

楽天ぐるなびターゲットクーポン約款

第1条(約款の適用)

1. 楽天ぐるなびターゲットクーポン約款(以下「本約款」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供する「ターゲットクーポン」(以下「本サービス」といい、詳細は第2条第1項に定める)の利用を希望し、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」という)と当社との間に適用される契約条件を定めることを目的とする。なお、本サービスの利用にかかる取引を行うにあたり、当社及び契約者は、本約款に基づく契約(以下「本契約」という)を締結する。
2. 本サービスの利用に際し、本約款に定めのない事項については、当社が別途定める基本約款が適用され(以下本約款と基本約款をあわせて「本約款等」という)、本約款の定めと基本約款の定めが相違する場合は、本約款の定めが優先して適用される。
3. 本約款に使用する用語の定義は、本約款において別段の定義がない場合、基本約款における定義と同一の意義を有するものとする。
4. 本サービスは契約者が販促プランのうち「ライトプラン」又は「ベーシックプラン」にて加盟していること、及び当社が提供する「ぐるなびネット予約サービス」及び「ぐるなびネット予約クーポン」を利用していることを条件とする。

第2条(本契約の締結及び成立)

1. 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等(以下併せて「申込書等」という)に必要な事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとする。なお、かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなす。
2. 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用希望者は、本サービスを利用することができない。この場合、当社は遅滞なく利用希望者にその旨を通知する。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとする。
3. 本契約は、当社が利用希望者による本サービスの利用を承認した時点をもって成立する。

第3条(本サービス)

1. 当社は本サービスとして、当社が別途設定する条件に応じてセグメント分けされた楽天グループ株式会社が提供するサービスを利用する楽天会員(以下「対象ユーザー」という)に対して、契約者店舗等(第8条第1項に定義する)にて使用できるクーポン(以下「ターゲットクーポン」という)を発行し、店舗来店促進を図るサービスを契約者に対して提供する。本サービス詳細は別紙1に定める。
2. 本サービスの詳細(本サービスの仕様、本サービスにかかるシステムの機能並びにデザイン及び URL を含むが、これらに限られません)は、申込書等及び営業資料等に記載のとおりとし、当社はこれを随時自由に見直すことができるものとする。但し、基本約款第2条(約款の変更)の定めが該当する変更を行う場合、基本約款第2条(約款の変更)に定める手続きに則るものとする。

第4条(本契約の有効期間)

本契約の有効期間は、契約者が利用する本サービスのプランに応じて、以下のとおりとする。

- (1) スタンダード版・カスタマイズ版 毎月継続プラン
本契約の成立日から1年間とする。但し、終了日の1ヶ月前迄に一方当事者から他方当事者に対し書面によって本契約を更新しない旨の意思表示がなされた場合、又は当社が新たな契約条件を記載した書面を契約者に交付した場合を除き、同一条件にて1年間更新され、以降も同様とする。
- (2) 前号に定めるプラン以外の場合
本契約の成立日から本サービスによる役務提供がすべて完了する日までとする。

第5条(本サービスの利用料金)

1. 契約者は、本サービスの利用料金として、別紙1に定める手数料を当社に支払うものとする。
2. 各販促プランの月額利用料金、本サービスで利用されるネット予約、及び本サービスの利用によらない通常のネット予約の利用対価は前項の手数料内に含まれず、契約者は、当該ネット予約の送客手数料及び特典により当社から対象ユーザーに付与されたポイントについて

は、別途当社が定める「ぐるなびネット予約利用条件」、「ぐるなびポイント利用条件」及び「ポイント別表【レストラン】」の定めに従い、前項の手数料とは別に当社に支払うものとする。

3. ネット予約にあたり対象ユーザーが利用したポイントにかかる精算は「ぐるなびポイント利用条件」及び「ポイント別表【レストラン】」の定めによるものとする。

第6条(ターゲットクーポン発行及びターゲットクーポン原資の負担)

ターゲットクーポンの発行主体は契約者とし、本サービスにより対象ユーザーに対して発行されるターゲットクーポンの原資は契約者の負担とする。

第7条(契約者の指定店舗等運営者に関する義務および責任)

1. 契約者が、本サービスを利用するにあたり、契約者以外の個人または法人その他の団体が運営する店舗を本サービスの対象となる店舗として指定する場合、契約者は、契約者の責任と負担において、本サービスの対象となる店舗として指定された店舗を運営する契約者以外の個人または法人その他の団体(以下「指定店舗等運営者」という)から予め当該指定にかかる同意を得るとともに、指定店舗等運営者に本約款等と同等の約款(契約者が同意する当社の責任を制限する内容の約款、契約者が本約款等において負担する義務および責任に関する約款を含むがこれらに限られない)に同意させようとして、当該約款に定められる義務および責任を負担させ、これを遵守させる責任を当社に対して負う。当社は、指定店舗等運営者の行為および故意・過失を、契約者の行為および故意・過失とみなし、契約者に対して指定店舗等運営者の行為につきその責任を問うことができる。
2. 指定店舗等運営者が運営する店舗を本サービスの対象となる店舗として契約者が指定したこと起因または関連して当社、契約者および指定店舗等運営者との間で紛争が生じた場合は、契約者は、当社を免責し、契約者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。ただし、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

第8条(クーポンの利用)

1. 対象ユーザーが、契約者または指定店舗等運営者が運営する店舗(以下「契約者店舗等」という)において、当該契約者店舗への来店予約に基づき契約者店舗等の飲食サービス(以下「契約者サービス」という)の提供を受ける場合で、契約者サービスの価格の一部の支払にターゲットクーポンを利用することを希望したときは、これを受け付けるものとする。
2. 契約者は、対象ユーザーがターゲットクーポンを利用することを希望したときは、対象ユーザーに対して、対象ユーザーの所持する携帯端末の画面その他当社所定の方法により、対象ユーザーの来店予約に基づく契約者サービスに適用されるターゲットクーポン(以下「対象クーポン」という)を確認し、当該対象クーポンの利用可否を確認するものとする。

第9条(商標等の使用)

1. 当社及び契約者は、それぞれが保有する商標、標章、ロゴマーク等(以下「商標等」という)に関して、本サービスの提供又は利用に関連して商標等の仕様を求める場合は、相手方の事前の承諾を得るものとする。
2. 前項により承諾を得て相手方の商標等の使用する場合、相手方から提示された商標等の使用にかかるガイドラインその他使用条件(以下「使用条件」という)を遵守するものとする。
3. 当社及び契約者は、相手方による商標等の使用が、本サービスの利用又は提供のために必要な範囲を超え、又は使用条件に違反するものであると合理的に認められる場合、当該商標等の使用を差し止めることができるほか、相手方に対し必要な対応を求めることができるものとする。
4. 当社及び契約者は、相手方の商標等の使用に関し第三者から問合せ、クレーム、権利主張等(以下「クレーム等」という)を受けた場合、遅滞なくその旨及びクレーム等の内容を相手方に通知し、通知を受けた当事者は速やかにこれに対応するものとする。ただし、当該クレーム等が、第2項に定める使用条件に違反した商標等の使用に起因する場合、当該クレーム等を受けた当事者が相手方に通知の上、自己の費用と責任においてこれに対応するものとする。

第10条(権利帰属)

当社が本サービス提供のため制作する、本サービスにおける契約者専用のランディングページ、配信メールの内容、その他対象ユーザーへの

配布物(以下「LP等」という)について、LP等に掲載される文章、画像、動画、プログラムその他の文字、図形、色彩、音声若しくは映像又はこれらを組み合わせたもの、その他の本サービスの内容を構成する情報(デザイン、レイアウト若しくはその構成を含むがこれらに限られない)にかかる権利(特許権、商標権、著作権等の知的財産権その他一切の権利を含み、以下「知的財産権等」という)は、契約者の商標等及びその他の契約者が保有する知的財産権、第三者から使用許諾を受けている知的財産権等である場合を除き、当社又は楽天グループ株式会社に帰属する。

第11条 (契約者の義務)

- 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為を含む)を行ってはならない。
 - 対象ユーザーに対し、正当な理由なくターゲットクーポンの利用を拒否し、又は他の支払方法への変更を強要すること
 - 対象ユーザーに対し、ターゲットクーポンの利用条件と異なる条件を適用すること
 - その他ターゲットクーポンを利用する対象ユーザーに対して正当な理由なく不利益を被るような取り扱いをすること
- 契約者は、自らまたは第三者と共同して、本サービスによるターゲットクーポンと同種または類似のサービスを対象ユーザーに対して提供しているときは、対象ユーザーその他の第三者が混同または誤解をしないよう、十分な表示および説明を行うものとする。
- 対象ユーザーが来店予約の内容を変更又はキャンセルし、対象ユーザーが利用する予定であった対象クーポンが適用対象外になる等、その利用がされなかった場合は、契約者は算定基準日までに、管理システム上で対象クーポン未利用にかかる所定の処理を行う。

第12条 (対象ユーザー情報)

契約者は、直接、間接を問わず本サービスを利用に関連して得た対象ユーザーの住所、氏名、性別、生年月日、メールアドレスおよび取引履歴等の個人情報並びに当社の営業秘密を、個人情報保護法、不正競争防止法その他の法令を遵守し、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、対象ユーザーおよび当社が明示的に承諾した目的にのみ利用するものとし、当該目的以外にいかなる使用もしてはならない。また、第三者に開示・漏洩しないよう厳重な措置を取らなければならない。

第13条 (契約者の責任)

- ターゲットクーポンの利用に起因し又はこれに関連して、対象ユーザーその他第三者から何らかの苦情、クレーム等(会計額から値引きがなされなかった、クーポン利用による予約ができなかった等を含むがこれに限られない。以下「苦情等」という)については、当該苦情等が当社の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、契約者は当社を免責し、契約者の責任と負担において、当該苦情等を解決する責任を負うものとする。
- 本サービスの利用に起因しまたはこれに関連して、当社と対象ユーザーその他の第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、契約者の負担と責任において誠実に対応するものとする。当社が当該紛争に対応した場合、当社は契約者に対し当該紛争の解決のために要した費用全額(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれらに限られない)を請求することができる。ただし、当該紛争が当社の責による事由により発生した場合は、当社がこれを解決するものとする。
- 本サービスの利用に起因しまたはこれに関連して、契約者と対象ユーザーその他の第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、契約者の負担と責任において、当該紛争を解決するものとする。ただし、当該紛争が当社の責による事由により発生した場合は、この限りではない。

第14条 (本サービス提供の延期・中止)

- 契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は本サービスの一部又は全部の提供を延期、若しくは中止することができる。これにより契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負わないものとする。
 - 契約者が管理システム上でぐるなびネット予約クーポンの利用を停止した場合
 - 当社が別途定める本サービスの提供条件を満たさなかった場合
- ターゲットクーポンの仕様が法令に違反する又は違反するおそれがあると当社が判断した場合は、当社は契約者と協議の上、本サービスの一部又は全部の提供を延期、若しくは中止、又は提供内容の変更をすることができるものとする。

第15条 (本契約の解約等)

- 当社は、基本約款第6条第1項(基本契約の解約等)に定める事由に該当する場合、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに解除することができるものとする。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、当社による契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 前項に定めるほか、以下の各号に該当する場合、本契約は自動的に終了する。
 - 基本約款第6条第1項(基本契約の解約等)に定める事由以外の理由により、基本契約が終了したとき
 - 本契約期間中に契約者が販促プランをスタートプランに変更した場合
 - 前条第1項各号の事由が相当期間継続され、本サービス利用の意思がないと当社が判断した場合

第16条 (本契約終了後の取扱い)

- 終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本約款に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、その全ての履行が終了するまで本約款が適用される。
- 前項のほか、終了原因の如何を問わず、第10条(権利帰属)、第12条(対象ユーザー情報)、第13条(契約者の責任)、本条の規定は、本契約終了後においても存続する。

以上

制定日:2024年8月28日

改定日:2024年11月7日

2026年6月22日